

## 使用済核燃料税の経年累進課税導入に向け協議を開始

柏崎刈羽原子力発電所に貯蔵されている使用済核燃料の搬出を促すため、使用済核燃料税への経年累進課税の導入を検討してきました。このたび、課税の方向性がまとまったことから、納税義務者の東京電力ホールディングス(株)に対して協議を申し入れました。

### 1 柏崎刈羽原子力発電所における使用済核燃料の保管状況・課税客体

(平成 30 年 1 月 1 日現在)

全体の保管状況 1～7 号機 13,734 体・貯蔵率：約 81%  
うち課税客体（柏崎市域保管分） 1～4 号機 6,949 体  
(21 年以上保管体数：1,968 体)

### 2 使用済核燃料税経年累進課税の概要

課税の形態・目的	■基本分（現行を継続） 原子力発電所の立地に伴い発生する財政需要に充てるため、有用な資源である使用済核燃料を課税客体として課税するもの ■経年累進分 使用済核燃料は発電所敷地外で適切に管理や再処理が行われるべきという当市の方針に反して、発電所内での保管が長期化、常態化していることを鑑み、搬出を促進するために、長期間保管されているものに対して累進的に税率を上乗せするもの
税目	法定外普通税・使用済核燃料税 (現行の法定外目的税・使用済核燃料税は廃止)
課税客体	発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管
課税標準	賦課期日（1 月 1 日）において保管する使用済核燃料の重量（核分裂させる前の核燃料物質の重量）
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	■基本分：1 キログラムにつき 480 円 ■経年累進分：保管開始から一定期間を超えて保管されているものに対して保管年数に応じた累進税率を適用